

静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン 概要版

令和4年3月 静岡県

1 総論

■ 1) 経緯

静岡県では、平成10（1998）年3月に当時の厚生省通知に基づき、平成9（1997）年度から平成29（2017）年度までを計画期間とした「静岡県ごみ処理広域化計画」（以下、「前計画」という。）を策定しました。今般、環境省より新たな通知^{*1}（以下、「環境省通知」という。）が発出されたことを受け、将来の人口及び一般廃棄物の排出量等を予測し考慮した上で、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間の一般廃棄物処理施設の整備及び処理体制の基本方針である、「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（以下、「本マスタープラン」という。）を策定することとしました。

^{*1} 「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

（平成31（2019）年3月29日付け環循適第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）

■ 2) 計画の位置付け

本マスタープランは、「静岡県循環型社会形成計画（静岡県廃棄物処理計画）」を補完する個別計画と位置付けます。

本マスタープランにより、広域的に廃棄物を処理する上での将来像を示すことで、市町によるごみ処理の広域化及び一般廃棄物処理施設の集約化（以下、「広域化等」という。）に向けた検討及び協議を促進し、県全体として調和のとれた広域化等を推進します。

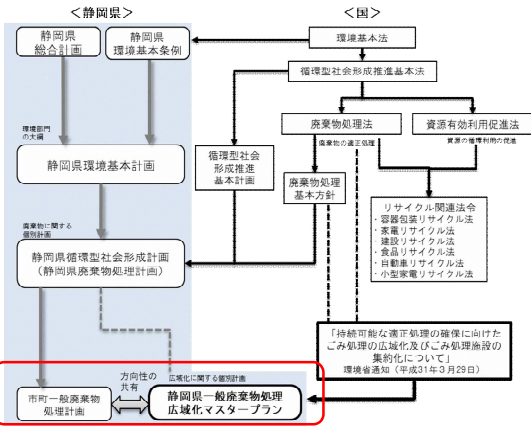


図1 関連計画の中での位置付け

■ 3) 計画の期間

計画の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度の10年間とします。

併せて、令和4年度から30年後の人口及び一般廃棄物の排出量等の予測^{*2}を行い、今後、人口減少や3Rの推進により、ごみの減量が進むと予測されていることや処理施設の整備には10年以上の期間を要することから、長期的な展望で広域化等をした場合の施設整備の方向性を検討します。

^{*2} 排出量等の予測は令和4年（2022年）年度～令和34（2052）年度の期間

2 処理施設の現状

前計画では、当時の「広域市町圏（10圏域）」を基礎とし、既存の市町のつながり、望ましい焼却施設の整備規模等を基に「広域処理圏域（7圏域）」を示し、圏域ごとに広域化等を推進してきました。

前計画と令和3（2021）年10月時点の施設数を比較すると、焼却施設は約4割減少し、広域化等は一定の効果を上げていていると考えられます。

表1 処理施設の設置状況

前計画による 広域処理圏域	焼却施設の数						その他の処理施設の数		
	前計画	現状（決定済の計画含む）				現状 前計画	資源	最終 処分	し尿
		計	100t/日 未満	100～ 300t/日	300t/日 以上		現状	現状	現状
南伊豆	7	5	5	0	0	-2	4	3	3
駿豆	13	10	3	6	1	-3	19	24	12
富士	2	2	0	2	0	0	2	1	2
中部	4	2	0	0	2	-2	1	3	3
志太・ 榛原	2	1	0	1	0	-1	1	5	2
島田榛原	5	2	0	2	0	-3	0	4	3
中東遠	4	2	0	2	0	-2	1	7	2
中遠	3	2	0	2	0	-1	1	3	2
西北遠	9	3	0	1	2	-6	2	9	4
計	49	29	8	16	5	-20	31	59	33

3 広域化等の推進

■ 1) 広域化等の方向性

環境省通知では、発電等のエネルギー利活用の観点から、100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討することとされています。

本マスタープランにおいては、前計画における広域処理圏域（7圏域）の地域性を考慮し、7圏域から広域化ブロック区割りを賀茂・東部・中部・西部の4地域として設定し、廃棄物処理体制を見直すこととします。

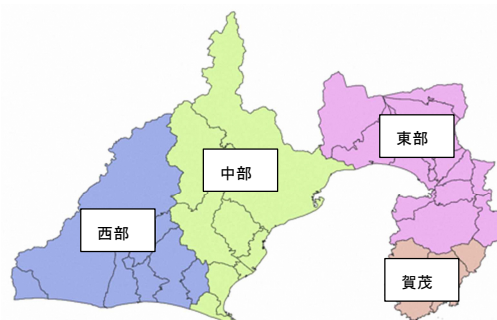


図2 本マスタープランにおける「地域」の設定

■ 2) 将来人口とごみ量の予測

将来人口（現状^{*3}370万人）は、目標年度である令和13（2031）年度には約340万人、令和34（2052）年度には約280万人に減少する見込みです。

将来ごみ量（現状^{*3}約121万トン/年）についても、令和13（2031）年度には約106万トン、令和34（2052）年度には約85万トンに減少する見込みです。

^{*3} 「現状」とは、基準値として設定する平成30（2018）年度の実績値を指す。



図3 将来ごみ量の推移

4 広域化等のシミュレーションと評価

■ 1) シミュレーションの方法と考え方

広域化ブロック区割りの設定は、広域化等の過渡期性を考慮する必要があるため、焼却施設の計画期間及び長期的な展望までの段階的な広域化等の考え方を、次の4つのケースに設定し、各ケースにおける必要施設規模を算定します。

表2 焼却施設における段階的な広域化等の考え方

時間軸	ケース	段階的な広域化等
計画期間 (R 4～R 13)	1	現状の処理
	2	社会的背景のある近隣自治体間の広域処理
長期的な展望 (R 14～R 34)	3	地理的に近隣である自治体間の広域処理
	4	最大規模の広域処理

■ 2) ケース別の評価方法

広域化ブロックの評価に当たっては、特に焼却施設の規模に応じた「経済面」・「施設面」・「環境面」・「防災面」の観点から評価します。評価結果をもとに、目標年度である令和13（2031）年度及び令和34（2052）年度（長期的な展望）それぞれで目指すケースを設定します。

表3 評価指標の考え方

評価指標の考え方	
評価項目	評価手法
経済面 施設面	更新時期等（建替え、具体的な基幹的設備改良）との整合性 年間処理コストの比較
環境面	エネルギー回収量の比較 一定規模の確保 温室効果ガス排出量の低減
防災面	耐震性、防災拠点としての機能確保 停電時の自立稼働

5 地域別広域化ブロック区割りの評価結果及び広域化等の推進の流れ

■ 1) 賀茂地域

- ・計画期間は、下田市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町の1市3町の広域化等を推進します。
- ・長期的な展望として、賀茂地域一帯での広域処理を検討します。

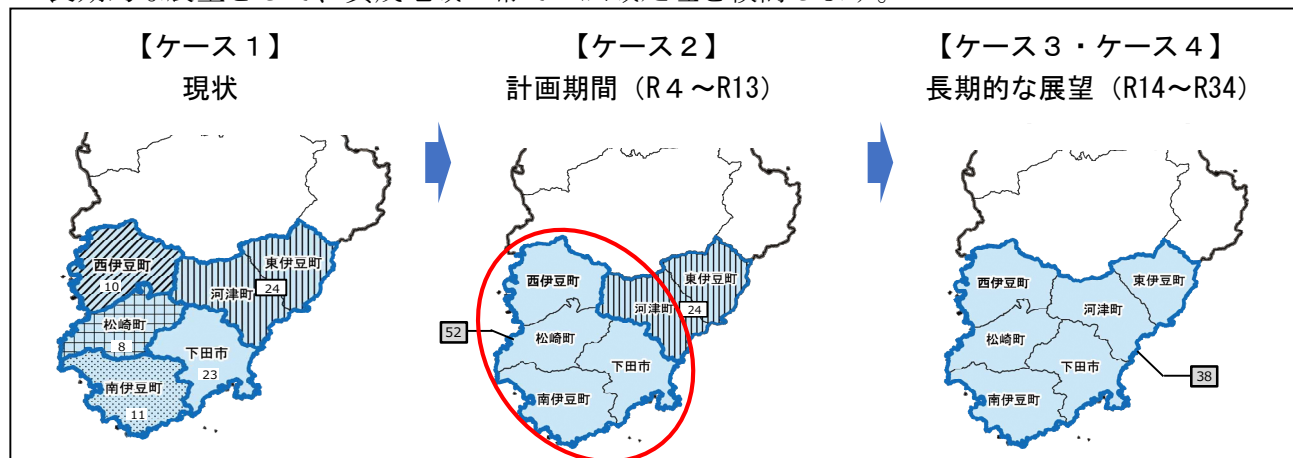


図4 (1) 賀茂地域における各ケースの全体像

注) 図内の数値は、将来ごみ量の推計に基づく各組合せの焼却施設の規模 (t/日) を示す。(以下、他の地域の図も同様)

■ 2) 東部地域

- ・計画期間は、三島市・裾野市・長泉町・函南町・熱海市の3市2町の広域化等を推進します。
- ・長期的な展望として、環境省通知が示す施設規模に留意し、更なる広域化等を検討します。

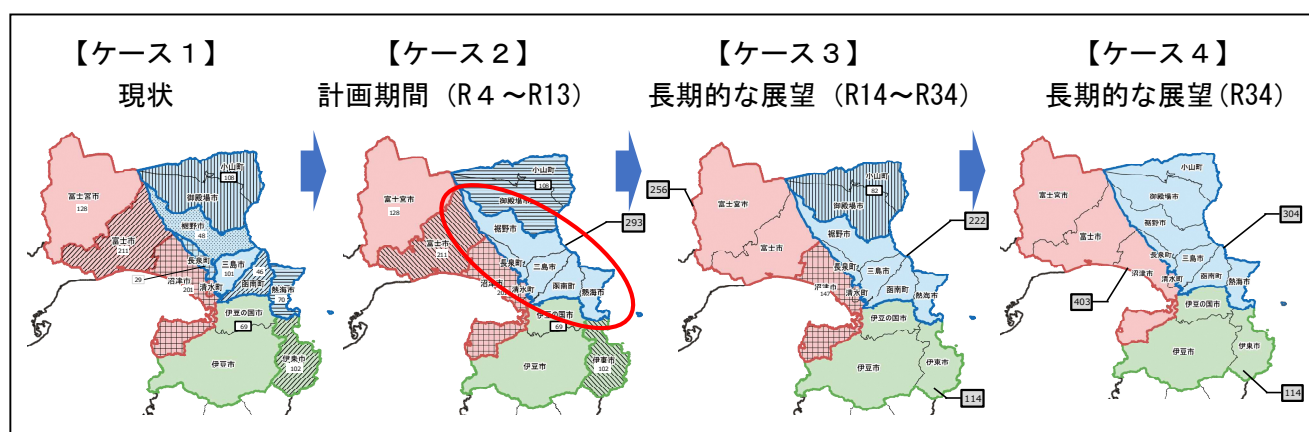


図4 (2) 東部地域における各ケースの全体像

■ 3) 中部地域

- ・計画期間は、御前崎市・牧之原市・吉田町の2市1町の広域化等を推進します。
- ・長期的な展望として、環境省通知が示す施設規模に留意し、更なる広域化等を検討します。

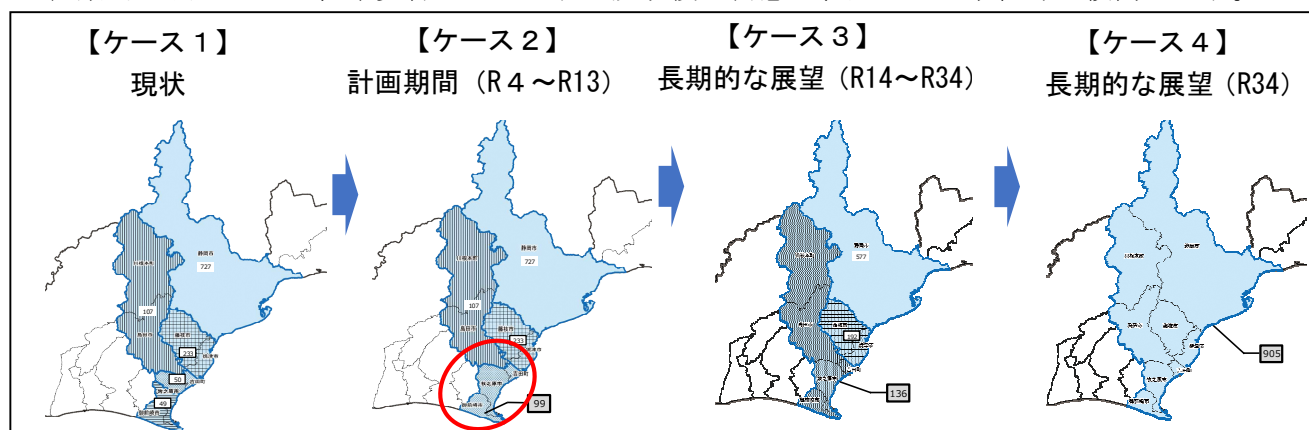


図4 (3) 中部地域における各ケースの全体像

■ 4) 西部地域

- ・計画期間は、広域化等に向けた動きがないため、現状の処理体制を継続します。
- ・長期的な展望として、環境省通知が示す施設規模に留意し、更なる広域化等を検討します。

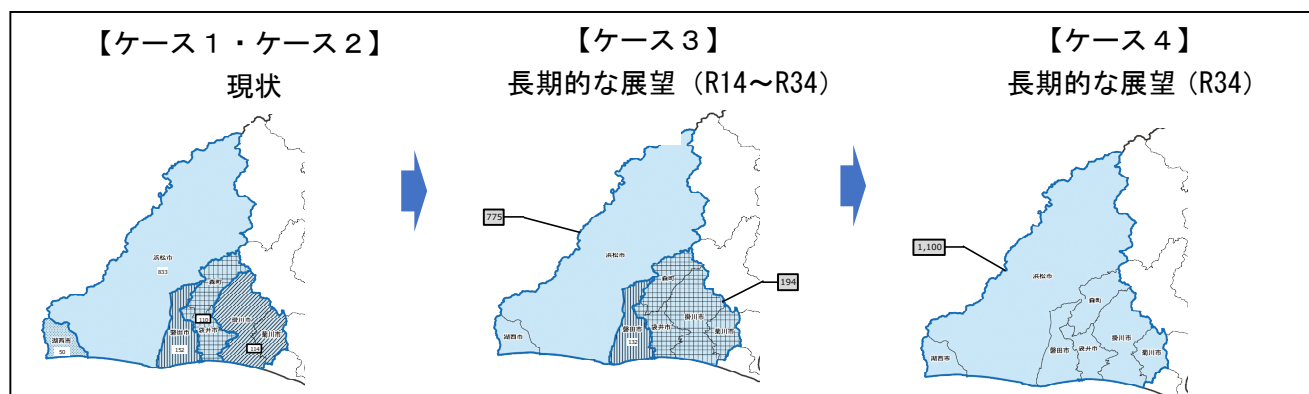


図4(4) 西部地域における各ケースの全体像

6 焼却施設以外の処理施設

焼却施設以外の施設については、焼却施設の広域化等と一体で検討する場合と、個別に検討する場合が考えられますが、県内の事情や施設の特性を踏まえ、下記のとおりとします。

■ 1) 資源化施設

焼却施設と同様に広域化等が進む場合を想定しますが、脱焼却の観点から、更なる施設整備及び地域の民間施設の活用を推進します。

■ 2) 最終処分場

各市町は、排出削減やリサイクルなどによる延命化や民間事業者への委託処理等による複数確保を図ります。

■ 3) し尿処理施設

施設の老朽化に伴い、付帯する焼却施設は廃止し、自治体の焼却施設で処理するなど効率化を推進します。また、ストックマネジメントの考え方により基幹的設備改良工事を実施する場合や、リンなどの回収により資源化が見込める場合は、汚泥再生処理センターとして整備します。なお、周辺施設の余力を活用し、委託処理することも推進します。

7 広域化推進のための取組

■ 1) 市町が取り組むべき事項

広域化等により新たな処理施設による広域処理を行うためには、処理方式や分別ルールの一統のほか、地域住民や事業者との合意形成も必要となり、多くの時間を要します。

市町は、本マスタープランに基づき、関係市町による連携会議を開催するなどにより、情報の共有や調整を行うとともに、広域化等の実現可能性の調査や参画市町の決定を経て、広域化等に係る方式（組織、処理施設、処理フロー）を決定します。

■ 2) 静岡県が取り組むべき事項

県は、地域の状況に適したごみ処理施設の整備を支援するため情報提供を行うとともに、必要に応じ、広域化等に向けて具体的な検討及び協議が円滑に行われるよう、助言や市町等間の調整を行います。

また、広域化ブロック区割りごとの施設整備の進捗状況を把握することで、各市町の広域化等に係る計画の方向性との整合性を検証します。